

I. 各筆明細

(捨印)

借り手 権利の設定を受ける者(A)	氏名又は名称	安中 太郎	住所	〒379-〇〇〇〇 安中市安中〇〇〇〇	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇 -〇〇〇〇	同意欄 ※自署又は 押印	
貸し手 権利を設定する者(B)	氏名又は名称	公益財団法人 群馬県農業公社 理事長 横室 光良	住所	〒371-0852 前橋市総社町総社2326-2	電話番号	027-251-1220	同意欄 ※自署又は 押印	

権利対象の土地(C)			地権者	(B)に設定する権利 の内容(D)	(B)から転貸される 権利の内容(E)	耕作者	(D)及び(E)の共通事項(F)				借賃の 支払方法 (G)	(C)の地域 計画区域 内外の状況 (H)	(E)の権利 設定状況 (再設定) (I)	備考
大字	字	地番	現況 地目	面積 (㎡)	中間管理権を 設定する者	転貸を 受ける者	始期	存続期間 (終期)	権利の 種類	利用内容	借賃 (円)			
安中		123-〇	田	2,000	松井田 花子	安中 太郎	R7.4.1	R17.3.31	使用貸借権	水稻				
										無料で貸借する場合				
松井田		456-□	畑	1,000	松井田 花子	安中 太郎	R7.4.1	R17.3.31	賃借権	普通畑	20,000	12月口座		
										有料で貸借する場合				
										申請時期によって始期が異なりますので、鉛筆書き等で契約年数を 明記して頂ければ、始期、存続期間（終期）についてはこちらで補 記可能です。				

2. 借り手（耕作者）の営農状況（記載を省略する場合は右記省略理由に☑チェックを入れてください）

☐ (H)により記載を省略。

☐ (I)により記載を省略。

150日以上は必須です

※太枠は、関係機関の記入欄。

氏名 又は名称	(A)と同様	(A)の農作業に従事する者の配置の状況及び 耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(K)				主たる 経営作目 (L)	世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況(M)				主な家畜の飼育状況(N)		農業従事日数	200	日
		市町村	耕作者氏名	住所地等	耕作面積(㎡)		世帯員	農業従事者		雇用労働力 年間延日数					
今回利用権設定面積(J)		安中市	(A)と同様	(A)と同様	農地 50,000㎡	米	〇人	農業専従者 ※年間150日以上農業に従事		200日	種類	数量	主な農機具の保有状況(O)		
田	3,000㎡				採草放牧地						㎡	和牛	頭	種類	数量
畑		農地	㎡	乳牛	頭			トラクター	〇		台				
その他		(A)と同様	(A)と同様	採草放牧地	㎡			豚	頭		コンバイン	〇	台		
計	3,000㎡	他市町村でも営農している場合は、			計 50,000㎡			農業補助者	□人		その他 ()	田植え機	〇	台	軽トラック

(記載注意等)

(1) この各筆明細は、権利の設定を受ける者ごとに別業とする。

(2) (C) 欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を() 書きて下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる 図面を添付するものとする。

(3) (F) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借権」のいずれかを記載し、「利用内容」は、賃借権の設定等による当該土地の利用目的(例:水田、普通畑、樹園地、農業用施設用地)を記載する。「借賃」は、設定又は移転を受ける権利が賃借権である場合に、当該土地の1年分の借賃の額を記載する。物納の場合には、(F) 欄の「権利の種類」に「賃借権」、「借賃」に「米〇〇〇kg」又は「現金〇〇円」と記載する。

(4) (G) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限(12月)と支払方法(口座)を記載する。物納の場合は、(G) 欄の「借賃の支払方法」に物納と記載する。

(5) (H) 欄の「(C)の地域計画区域内外の状況」は、目標地図において、(C)に(A)が位置づけられている場合は、(内)、(C)に事後的に(A)を位置付ける見込みの場合は(内・予)、(C)が地域計画区域外の場合は(外)と記載する。

(6) (I) 欄の「(E)の権利設定状況(再設定)」は、中間管理事業により期間が空かず継続して権利設定する場合又は、中間管理事業により、期間が空いて再度権利設定する場合は(再)と記載する。その他の場合は(一)を記載する。

(7) 2. 借り手(耕作者)の営農状況の記載を省略する場合は該当する省略理由に☑チェックを入れる。(農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則(平成26年農林水産省令第15号)第12条3項)

世帯員以外で雇用している人がいる場合は記入してください。
(「年間100日働く人」を「2人」雇用している場合の記入例)

(1) 物納は主食用米または現金による直接支払いとする。

(2) 物納の引き渡しについては、権利を設定する者(公益財団法人群馬県農業公社)を介せず転貸を受ける者(農地耕作者)自らの責任により、毎年12月12日までに直接、中間管理権を設定する者(土地所有者)に対して行う。

(3) 物納による紛争が生じた場合は、当事者となる中間管理権を設定する者(土地所有者)と転貸を受ける者(農地耕作者)が責任をもって協議し解決する。

(4) 転貸を受ける者(農地耕作者)とやむを得ず権利を解除する場合は、中間管理権を設定する者(土地所有者)との権利も解除する。